

城北地区民生・児童委員協議会7月定例会

民生児童委員協議会のみなさんへの願い

《城北地区 防災対策協議会》



平成25年シンボルマーク制定
城北愛と絆を深める



日時 平成30年7月6日〈金〉

場所 城北地区公民館 2階洋間



城北校区 年齢階層別（推定）人口

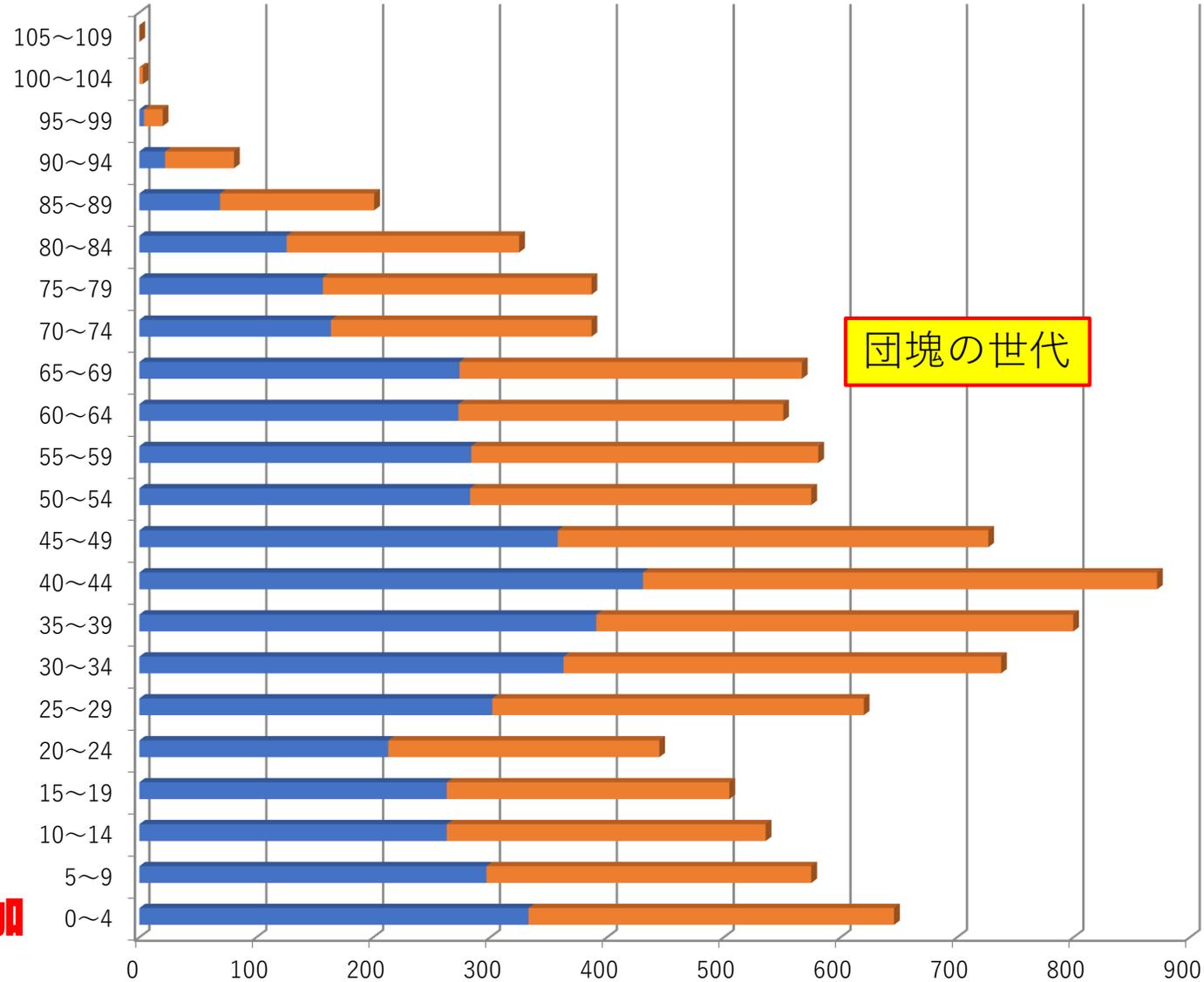
城北地区統計

- 人口：7294人
- 世帯数：3043世帯
- 町内会加入率：70.8%
- 人口変動率：-8.2%

千代水地区統計

- 人口：4900人
- 世帯数：2165世帯
- 町内会加入率：23.2%
- 人口変動率：+21.4%
- 校区：城北, 賀露, 世紀
- 昭和56年に城北公民館分館「千代水会館」
- 平成6年「千代水地区公民館」

■城北地区行事に多数参加
*「公民館だより」配布



■ 男性 4870人
■ 女性 5270人

団塊の世代

アラフォー世代

* 城北地区が出来た頃に生まれた年代

2016年6月現在



国立研究開発法人
防災科学技術研究所

地点情報-確率論的地震動予測地図 [均](#) [地震力カテゴリ](#)

経過年 [ハザードカーブと影響度](#)

メッシュコード	5334211732
緯度	35.5135
経度	134.2172
地盤増幅率(Vs=400~地表)	1.75
震度5弱以上となる確率	74.3(%)
震度5強以上となる確率	33.2(%)
震度6弱以上となる確率	5.6(%)
震度6強以上となる確率	0.9(%)
明治の震度(3%)	6弱
地表の震度(6%)	5強
地表の最大速度(3%)	47.4(cm/s)
地表の最大速度(6%)	38.1(cm/s)
工学的基盤上の最大速度(3%)	27.1(cm/s)
工学的基盤上の最大速度(6%)	22.4(cm/s)

今後30年以内に、城北地区は震度5強以上の揺れに襲われる危険性 **33.2%**

城北地区の防災の現状



避難行動要支援者対象リスト

(H28, 2, 1現在)

町(区)名	人数
青葉町1丁目	45
青葉町2丁目1区	36
青葉町2丁目2区	38
青葉町2丁目3区	4
青葉町3丁目	61
田園町3丁目	76
田園町4丁目	77
田園町4丁目東	13
松並町1区	26
松並町2区	32
松並町3区	8
松並町2丁目北	114
田島	57
北町	16
美咲町	71
東秋里	56
秋里タウン西	100
秋里	46
丸山西	54
丸山町大星	37
南城北	75
計	1042人

【城北地区住民の指定緊急避難場所(屋内)】

名称	所在地	収容人員	適用性			
			洪水	土砂	地震	津波
城北体育館	丸山町310-1	280人	○	×	○	○
地区公民館	田園町4丁目223-1	110人	×	○	×	×
城北小学校	田園町4丁目324	1300人	×	○	○	○

【指定避難所】

鳥取市武道館	東町1丁目326	540人
久松小学校	東町2丁目201	1050人

城北地区 指定緊急避難場所(屋内)

約10000人



1680人分

* 老年人口：2622人

課題

■ 避難場所の確保 〈民間施設との借用協定〉

■ 住民避難の方法をみんな理解しておくこと

町内会未加入者と
連携できない！

29,2%

災害対策基本法の改正に伴い、「災害時要援護者支援制度」を「避難行動要支援者支援制度」に名称変更しています。

1. 制度の目的

災害時に一人暮らしの高齢者や障がいのある方などで自力で避難できない人を、自治会町内会、自主防災会など地域で支援する（共助）ことで、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりをめざします。

2. 避難行動要支援者とは

避難行動要支援者は、災害時に自力で避難できない人を想定しています。該当するのはおおむね次の人です。

- ◆ 避難所への移動が困難な方
- ◆ 避難の必要性が理解・判断できない方
- ◆ 災害情報等の収受が困難な方
- ◆ 精神的に不安定になりやすい方
- ◆ 難病等により長期の療養が必要な方など



要援護者支援 → 要支援者 (訂正)

○市民見守り災害時対応マニュアルより抜粋

◆他機関・団体との連携した災害に備える活動

自主防災会と連携し、避難訓練等へ参加・協力する
避難勧告の組織的な伝達方法の確認、災害状況の連絡体制の確保
避難経路・避難場所・避難時間の確認(地震・火災・風水害)
非常時用品の普及・普及

例)非常食 飲料水 ラジオ 自分の位置を知らせる道具
懐中電灯・ローソク 常備薬

○全国民生委員児童委員連合会「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」改訂第2版の概要(平成25年4月)より抜粋

(1)災害時の活動災害時に要援護者支援を進めるためには、**発災に備えた平常時の活動が**なにより重要です。この平常時の取り組みが、いざというときに力を発揮することは、東日本大震災をはじめとする多くの災害において明らかとなっています。

災害に備えた平常時における民生委員、民見協の活動としては、以下のよう
な取り組みが考えられます。

- ①地域における災害時要援護者の支援ネットワーク構築と協働の促進
- ②災害時要援護者の把握と関係者との分担による支援体制づくり
- ③災害時要援護者の自助努力の支援
- ④地域の防災力向上への協力
- ⑤災害に備えた民見協組織内での態勢整備

①のネットワーク構築は、地域住民を含めた地域ぐるみの態勢整備の基礎となるもので、**民生委員の幅広いネットワークを活か**し、行政と連携し、社協、地域包括支援センター、町内会・自主防災組織、障がい者団体、ボランティア団体・NPO等の参画による要援護者支援ネットワークづくりを進めることが考えられます。

②の取り組みでは、まず災害時要援護者の範囲を明らかにすることが必要となります。地域防災計画との関係もあり、行政が定めることが基本ですが、関係者の意見を反映することも考えられます。

これまでの民見協活動においては、災害時要援護者は、高齢者、障がい者、乳幼児世帯、外国人等幅広く捉えています。しかし、あまりにその範囲が

市民見守り 災害時対応マニュアルより (抜粋)

広すぎると、対象者の人数が膨大となり、実効性ある避難支援態勢の構築が困難となることも考えられ、留意が必要です。

今回、災害対策基本法において「避難行動要支援者」との言葉が用いられています。これは自力避難に着目した考え方ですが、自力避難は可能であっても、その後の避難生活において配慮を必要とする多くの者が存在します。たとえば人工透析が必要な者、服薬管理が必要な者、アレルギー症状から食事に注意が必要な子ども等です。こうした**避難生活での配慮の必要性にも十分留意し、対象者を把握することが大切です。**

必要な支援内容、優先度を総合的に勘案しつつ、関係者間での適切な役割分担が大切です。なにより民生委員には、発災時のみならず、避難生活を視野に、支援が必要な者が行政や地域関係者の支援の手からもれることがないように配慮していくことが期待されます。

要援護者の範囲が明らかになったところで、「災害時要援護者台帳」や「災害福祉マップ」の作成、さらに近隣住民の協力を得つつ、要援護者の避難に協力を求める「避難支援者」の確保に取り組むことが考えられます。「災害時要援護者台帳」については、要援護者本人の同意、また避難支援にあたる関係者間での共有を念頭に、台帳掲載情報の範囲、また共有情報の範囲についての検討が必要となります。

要援護者の支援にあたる「避難支援者」は、近隣住民から確保する(できれば一人の要援護者に複数名)ことが考えられますが、避難支援者となった場合も、なにより自身の安全を第一に考えてもらうべきこと、また支援者に過度に責任を負わせるものではないことを説明し、理解を得ることが大切です。

災害対策は地域全体の課題であり、近隣住民から避難支援者を確保するためにも、町内会や自治会、自主防災組織関係者が調整役となって、主体的な支援者確保の取り組みを進めていくことが適切と考えられます。

③の災害時要援護者の自助努力の支援に関しては、要援護者自身が、自らの安全のために、日頃からできる範囲での取り組みを進めるとともに、民生委員としてそれを支援していくことが大切です。

具体的には、
ア)災害とともに、気象、避難に関する情報の理解を深める。

イ)家の中の安全確保への留意。

ウ)災害時に備えた飲料水等の備蓄や非常持ち出し品の用意。
エ)近隣住民との関係を深めるとともに、可能な範囲で避難訓練に参加する。
といったことがあげられます。

④の地域の防災力向上に向けては、民児協組織として、行政主催の訓練に積極的に参加するとともに、地域の多様な機関や団体と共同し、地震や豪雨災害等、さまざまな想定のもとでの訓練を積極的に実施していくとともに、多くの住民に参加を働きかけることが適当です。

こうした訓練は、災害の種類、発災時間(夜間等)、曜日(役場の閉庁日等)をさまざまに想定し、避難所の設置や運営のシミュレーションを行うなど、関係者間の役割分担に基づく実践的なものとする事で、より有効なものとなります。

地域における人間関係の希薄化のなか、自治会・町内会への加入率に地域格差が生じています。しかし一方で住民の災害への関心は高まっており、地域において防災訓練や避難訓練等を積極的に行ない、住民の参加を促進していくことは、住民相互のつながりを強くし、社会的孤立の防止のためにも有効と考えられます。

⑤の災害に備えた民児協組織内での体制整備に関しては、大きく、以下の点についてあらかじめその方針や計画を定め、会議や研修会を通じて周知を図るとともに、必要な準備を行なっておくことが適当です。

- ア)発災時の行動原則(自身と家族の安全確保、率先避難)
- イ)各委員の安否や所在地に関する連絡と集約の方法
- ウ)発災後の活動に関する各委員の基本的な役割分担(要援護者の安否確認、避難支援、避難所運営対応等の分担)
- エ)要援護者の安否確認結果に関する情報の集約方法
- オ)要援護者台帳や災害福祉マップの取り扱い(保管、管理等)
- カ)発災(非常時)に備えた備品の確保(携帯ラジオ、懐中電灯、ホイッスル等)
- キ)関係機関・団体との連携方針



城北地区
災害時要支援者「見守り」ネットワーク

民生児童委員

隣近所

災害時要支援者

となり組

愛の訪問員

支援者

民生児童委員協議会のみなさんをお願いしたいこと！

城北地区防災対策協議会

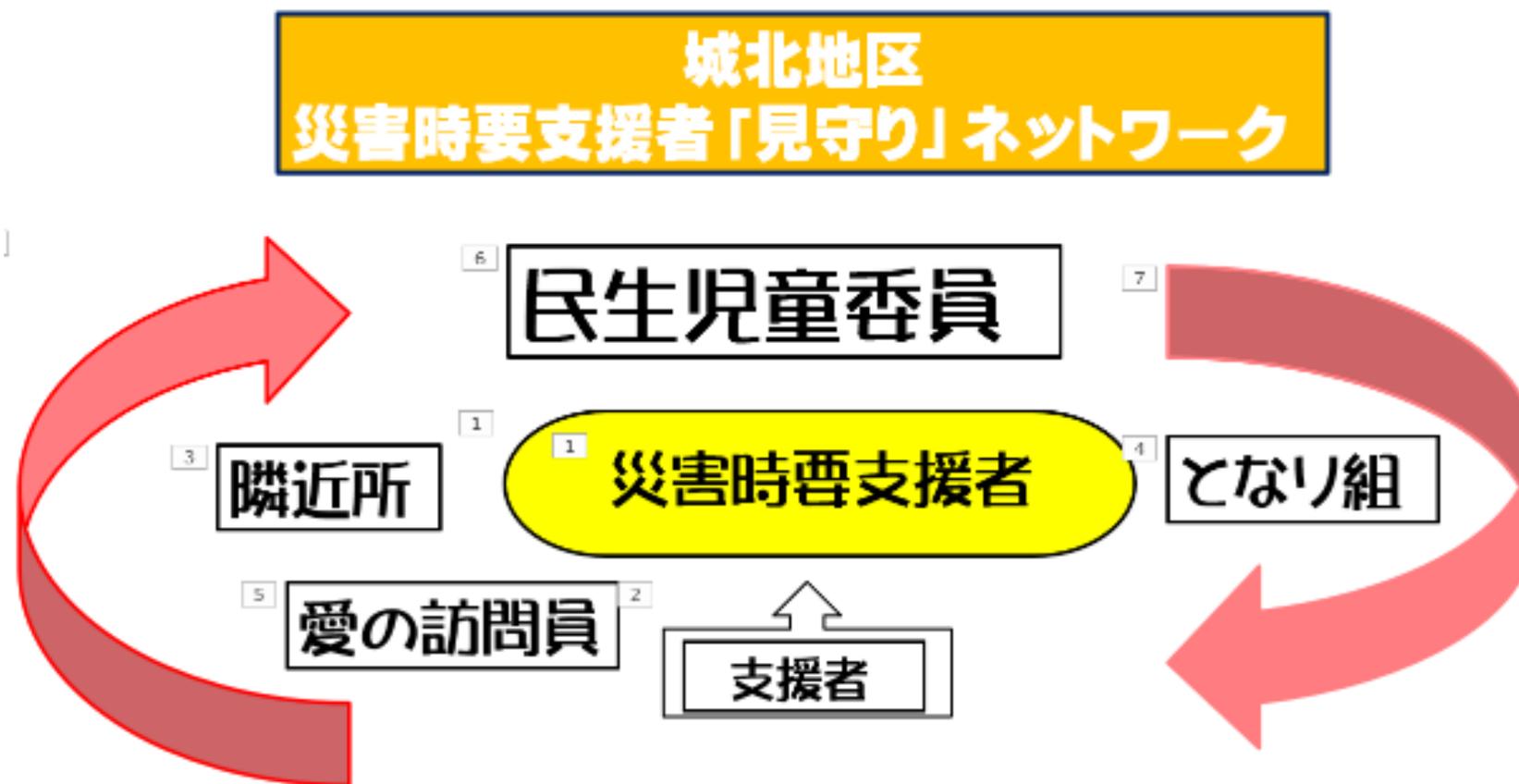
「災害時要支援者の命を守る取り組みへの協力依頼」

- 1) 災害時要支援者への**緊急情報の伝達と避難誘導** *まとめ役
 - ①地震災害発生時の「**声かけ行動**」を**統括して**：安否確認・避難誘導
*「支援者」・「となり組」・「愛の訪問員」と連携（統括）して実施。
 - ②水害時：「避難準備情報」「避難指示・勧告情報等の伝達」避難の声かけ等
*個別伝達

- 2) 災害による被害の拡大防止のための措置の実施 *要支援者住居 訪問指示
 - ①身の安全確保、落下危険物等の応急処置 : **二次的被害の防止**
*支援者・となり組・愛の訪問員と連携（統括）して実施
 - ②初期消火 *必要に応じ、可能な限りの救助・救出活動

3) 要支援者の町内支援者をコーディネート ***まとめ役**

① 平時においても、「支援者」・「愛の訪問員」・「となり組」の、**見守りネットワーク**（連携）を機能させて要支援者の見守り活動（名簿等に基づく見回り）と情報共有等のまとめ役。



- 4) 災害時**要支援者支援〈城北本部〉の かなめ** *状況把握業務
①市行政（福祉保健部：避難所班）への本部の連絡内容 **《本部に進言》**
②安否（避難状況）を把握し本部に報告。
③要支援者の介護用物資・資機材等のニーズを把握し本部に報告。
- 5) 福祉避難所等の受け入れ先の確保 *親族・施設との連絡調整
①城北地区の福祉避難所〈幸朋苑〉との連絡調整
②要支援者が普段利用している施設との連絡調整
- 6) 避難・搬送の支援 ***パイプ役**
①避難先等との連絡調整・確保
②可能な限りの避難先への搬送、生命維持等のための支援体制確立
・応急救護 ・補助器具、車等の手配
- 7) 要支援者のニーズの把握（避難状況） ***パイプ役**
①障がい者用トイレ・畳・マット・間仕切り用パーテーションの確認
②避難場所への配慮（スペース確保）
・冷暖房機器等の増設 ・廃棄物の適正排出
・障がい種に対応した情報提供（伝達）

水害 の場合

想定：千代川 氾濫し堤防決壊

事前に、鳥取市より「避難準備・高齢者等避難開始」発令

避難所：中ノ郷小学校、浜坂小学校 等

城北地区の減災行動

「城北連絡メール」

「防災対策協議会役員」、「町内会長」、「防災リーダー」、「民生児童委員」、
「各町内会から選出された防災部員（情報連絡部・防災部・避難・救急部・調達部・警備部）」

自主避難所開設班

城北地区防災対策協議会役員
「防災リーダー」・防災部員（警備部）

住民避難班：「声かけ行動」 ☎電話連絡

町内
会長

■基本的には：「自宅避難」・「鳥取市指定避難所へ避難」
* 緊急避難：「城北小学校避難」 確認し、駐車場指示（どの段階でどこに駐車するのか）

緊急避難の場所として

駐車場整備
誘導

避難所開設
小学校：多目的室

「民生
児童委員

となり組

愛の訪問員

「自宅避難」・「鳥取市指定避難所」
「城北小学校避難」 の場合
駐車場指示（どの段階で、どこに駐車
するのか） * 避難所開設連絡メール

避難所開設連絡メール：送信

避難所開設連絡メール

■8月26日「避難所開設訓練」

《* 民生児童委員説明資料》

～訓練の詳細〈その1〉 **「住民避難(集合)訓練」**～

* 訓練当日は「城北の防災力」を統合して幅広く実施します。

町内に居住する住民は、「一時集合場所」(公園等)に集合します。

* ここでいう**一時集合場所**(いっときしゅうごうばしょ)とは、避難場所(城北小学校)に避難する前に、一時的に集合する場所のことです。身近な地域の公園・空地など。町内に班単位で複数あると、より迅速に避難できます。これまでは、「一時避難場所」と呼んでいました。「1次避難場所」との混同を防ぐことを意図して名称変更しました。

■参加者：町内に居住する全住民

■訓練内容

- 要支援者一時集合場所「誘導」訓練
- 町内住民一時集合場所「集合」訓練

*** 事前に、近くの「一時集合場所」(いっときしゅうごうばしょ)の位置を、住民間で共有しておいてください。**

【住民避難訓練タイムテーブル】 *8月26日（日）AM8:05～AM9:00

自助
8:05

「地震発生」:まず、自分・家族の身を守る。
■【安全確保】・【避難通路確保】・【ガス栓・ブレーカーをおとす】

共助
8:15

■自分・家族・自宅の安全を確認した後 “避難行動 開始”

要支援者一時集合場所に「誘導」訓練

☆訓練の対象となる住民

・災害時要支援者 ・支援者

【役員】◎民生児童委員（担当地区） * 統括します。

・となり組福祉員・愛の訪問員

☆訓練行動（声かけ行動）

- ①災害情報伝達・安否確認
- ②避難経路指示（一緒に避難します）
- ③民生児童委員は、「要支援者」避難（集合）状況の確認。
- ④避難するはずの要支援者の動静が確認出来ない場合には搜索を指示。
- ⑤要支援者の避難（集合）訓練は集合できた時点で「訓練終了」とします。

* 一時集合場所に移動が困難な方は、「声かけ行動」ができた時点で
訓練終了。

住民の立場に立って 相談に応じ、必要な援助を行い、
社会福祉の増進に努める みなさんの取り組みに・・・。

住民のみなさんが 感謝しています・・・。



安全・安心 自信と誇り・夢と希望にみちた城北のまちづくり



おわり





地域の「防災資源」結集に向けて

【目的】 災害時の城北地区住民10,000人の生活支援拠点（避難所）の充実

城北地区避難所運営マニュアル



「ひと」
■専門的な知識・技能を
持った住民の把握
防災人材バンク作成



災害想定訓練の実施

地域の関係団体と連携
*横のつながり
防災対策協議会
民生児童委員
社会福祉協議会
(愛の訪問員・隣組)
婦人の会 等

「つなぐ」
■防災担当者への情報伝達手段構築
城北防災だより」の発行
城北連絡メール



災害想定訓練の実施

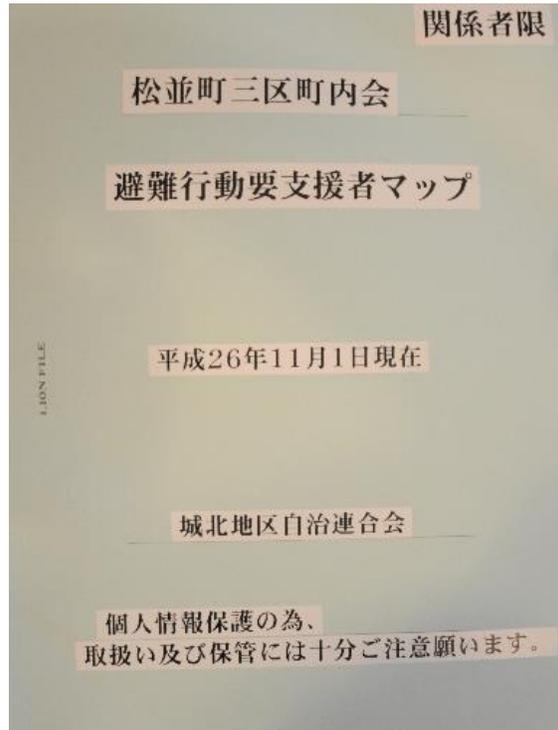
民間避難場所借用協定
生活物資の調達協定
収容スペース（駐車）借用協定
住民の輸送協定

「もの」
城北地域に点在する企業等との連携
協定書の締結

地域課題解決(要支援者対策)に向けた コーディネート①

地域の関係団体と連携 *横のつながり

防災対策協議会 民生児童委員協議会
社会福祉協議会 (愛の訪問員・となり組)
婦人の会 等



民生児童委員協議会

【災害時における要支援者対応】

- 1) 災害時要支援者への緊急情報の伝達と避難誘導 ***まとめ役**
 - ①地震災害発生時の「声かけ行動」を統括：安否確認・避難誘導
*「支援者」・「となり組」・「愛の訪問員」と連携して実施。
 - ②「避難準備情報」「避難指示・勧告情報等の伝達」
避難の声かけ等 *個別伝達
- 2) 災害による被害の拡大防止のための措置の実施 *要支援者住居訪問
 - ①身の安全確保、落下危険物等の応急処置：二次的被害の防止
 - ②初期消火 *必要に応じ、可能な限りの救助・救出活動
- 3) 要支援者の町内支援者の連携（コーディネート） ***まとめ役**
 - ①平時においても、「支援者」・「愛の訪問員」・「となり組」の、ネットワーク（連携）を機能させて要支援者の見守り活動（名簿等に基づく見回り）と情報共有等のまとめ役。
- 4) 災害時要支援者支援体制（本部）の確立 ***パイプ役**
 - ①城北地区防災対策協議会・行政（福祉保健部）との連絡調整
 - ②安否（避難状況）。
 - ③要支援者の介護用物資・資機材等のニーズを把握し本部に報告。
- 5) 福祉避難所等の受け入れ先の確保 *親族・施設との連絡調整
 - ①城北地区の福祉避難所（幸朋苑）との連絡調整
 - ②要支援者が普段利用している施設との連絡調整
- 6) 避難・搬送の支援 ***パイプ役**
 - ①避難先等との連絡調整・確保
 - ②可能な限りの避難先への搬送、生命維持等のための支援体制確立
・応急救護・補助器具、車等の手配
- 7) 要支援者のニーズの把握（避難状況） ***パイプ役**
 - ①障がい者用トイレ・畳・マット・間仕切り用パーテーションの確認
 - ②避難場所への配慮（スペース確保）・障がい種に対応